京城新報

●平壤小觀（中）

▲小社會の半面觀

平壤大同館に於て記之　京城 本城生

（二）妓生の平壤

在昔平壤に玉介と云ふ妓生が居た壬申の役小西行長の軍が平壤を占領した頃行長の謀將某なる將玉介と時どき機にして城中の一家に置き妾と爲して遠征の勞れを此美人の酒に慰めて居た、處ろが此妓生一通りの女でない事に依て韓將金應瑞に通じ國の爲め行長の將某を殺害せんと企てた平壤城四門の守禦はなか／＼嚴重であるが外郭の破れより[illegible]二人は[illegible]時で出入が出來る行長の將某は[illegible]に玉介を[illegible]して居つた[illegible]門も大きな鈴を堅固にぶら下げて一寸した人の出入にでも万一の用心をして居るので玉介も女の身で如何ともする事が出來なひ[illegible]一策を案じ[illegible]を求めさせ[illegible]め將に依て城外金應瑞に謀し合はせ其夜將某の酔つて眠れるを窺ひ鈴を綿中に埋め込み難なく金應瑞を導いて共に將某を殺害して城外に逃出した、將を失つた行長は數日ならずして敗れて南に歸つたので時人は大に玉介の忠勇義烈を稱揚して死後母子の碑を建てゝ祭りを絶たなかつたと云ふ事だ光武元年に平安觀察使某が玉介の祠を牡丹臺の一角に修繕し義烈玉介の祠と云て碑面に簡單なる義烈の次第が刻まれてある

以上玉介物語りは稗史口碑の傳ふる所業より措くに足らぬが之等の源因から妓生なるものが盛んに平壤の社會に歡待せられた時代があつたらしひ今日では却つて或意味に於て尊敬せられては居るまひかとも考へらるゝ其證據には前にも記述するが如く一般の婦人は妓生の志願者又其父母も妓生にせん爲めに育てゝ居る而して京城邊の樣に●●●カルボーと云ふ奴が少なひ多くの妓生は詩も作れは繪も書くと云ふ樣な始末で一寸利巧に育て上げられてある一口に云へは相當教育を受けて居るものが多ひ樣で茲に至ると南方の韓婦人が目に一丁字なく諺文でも滿足に書け得ぬ憫れな境遇に比べると幾らか文明な惠みに浴して居る之れは恐らく平壤獨特の社會訓だ實に一奇と云はざるを得ない

文苑

●上弦の月　北 犀

擧止端正、態度謹嚴、酒色に荒ます、惡聲を遠ざけ毅然として風俗を拔いて居つた彼れ荒川濟一は近頃或る疑義で警察署に引致され未決監に拘禁されて居るとのことだ、疑義の元因は巷說紛々として知るに由はない、それにつけても後に殘つた妻子の者が氣の毒である……嗚呼困つた事だなと自分は天を仰いで浩嘆した時一通の電報が舞ひ込んだ[illegible]手に[illegible]れば牢中で慨死し妻は[illegible]しと……いふ、折損者を押せば上弦の月が向ふの松ケ枝に掛つて居る

●醜貴小說　[illegible]

義太夫の文句は實に言ふに言はれぬ趣がいゝ日本文學の精華だ「時雨れし時鳥子で子におらぬ自らを此の年月の御養育……」かナ彼所の所が至く好いコラオイ謹聽せんか妻君[illegible]北の方オヤ[illegible]行つて見ろ、行かねすいかなに陽氣な人だ、何所が陽氣が之れでも僕は文學の權化だ、贈答愛に滿二年酒屋の勘定百十圓餘いもんだらう、オツト待ちな郵便屋さんかね本村は僕だ……なに[illegible]の短篇小說が[illegible]……三百圓だこられた[illegible]の家主の禿げ[illegible]此の[illegible]を踏つて遁れ、それから近所に[illegible]るから午後六時から御馳走を……

●小さき胸　谷 [illegible]

「星野さん貴孃は何時東京へいらつしやるの……」と十七八にもならうか丸顔の色のクツクリと白い小股の切れた一人の女學生が學校の歸り掛けに連れの友達を向いて斯う問ふた、星野と呼ばれた女學生はあたりを憚り乍らも耻かしさうに「四月叔母さんと行きますの併し妾し行くのが厭なの……」「なぜで[illegible]先きは商賈人ですもの……」「なぜで商賈人でもお金があれば好いではありませんか妾しもう月給取りよりか商賈人が好きだわ……」と語り[illegible]合ひ行く中兩人は或る三辻の所で別れた同時に丸顔女學生の顔には人知れず[illegible]の色が表はれたのである



佐倉宗吾

（三）　眞龍齋貞水講演

其時に、大和の吉野に居りましたる、稲葉内匠の妻の福子が、良人は百姓の子供や何かを集めて、寺子の指南をする、其上に妾が機を織り或は苧を績み、賃仕事をして、我が子を育てるやうでは、なか／＼我が子の出世を祈る譯に往かぬ、何か好き機會がわらばと、時機を窺つて居りましたから、是れ幸ひと、早速良人に、此御乳に上がる事を相談すると、其方が望みとわらば、一子を伴れて如何ともせよと云ふから、時の代官堀田勘右衛門の處へ往て相談すると、所司代官から早速京都所司代に申し出る、所司代も適當と御認めになり、御採上げになりましたから、そこで堀田勘右衛門を宿どして、我が子の正五郎は勘右衛門に預け、堀田正五郎と名乗らせました、此人が後年下總佐倉の城主、十八万石の領主と成た人でございます、扨て稲[illegible]の御乳[illegible]でございます、扨て[illegible]本式を以て[illegible]江戸表へ御送りになつて、江戸城中で二代將軍の御幼君、竹千代樣へ御乳を上げる事になつた、大した者でございます、父は山崎の戰ひに敗れて近江の國へ逃れ、遂には郷里に於て死を遂げたりと雖も齋藤内藏之助利三でございます、堂々たる者の娘でございますから、江戸殿中御幼君の[illegible]と成て、悉く御養育申し上げ、後ち春日局と申し、御逝去の後は麟祥院と申し上げ、世にも稀なる賢婦人でございます、然れば御幼君の御傍に居る内に、段々

御尋ねになつて、一子正五郎が堀田勘右衛門の家に在る事を御聞き遊ばし、將軍思召を以て、堀田勘右衛門は千石に御取立てになり、正五郎は七歳の時から、御幼君の御對手に出ました、それと同時に、阿部鐵丸、松平長四郎の二人も共に、御對手に上りました、此三人は後に皆な天下の老中となりまし、將軍の補佐役を勤めました、實の生る木は花からの慣ひ、三人ても卓抜けて偉い所へ酒井雅樂頭、土井大炊頭、青山伯耆守大久保彦左衛門などが御前へ出て、御教育申し上げるのだから、御名君の上にも御名君に成らせ給ふこと必定でございます、恰度竹千代樣御五歳の時に、三人の御對手が從いて伊井掃部頭直孝に、御守役土井、青山その他が御從ひ申して、御庭を御遊覽に成ると、チョロノーツと小さい蛇が出て來たので、若君は驚き遊ばして、竹「アレ恐はい」と仰せられて後へ御退きになる、すると此三人の御對手が、棒片を以て其蛇を向ふの藪の内へ追込む、之を見たる伊井掃部頭が　掃「恐れながら我が主君は是しきなる小蛇に驚かせ給ふとは、何事でござる、御成人の後は、天下の武將に成らせ給ふ御方、左樣なる臆病に在らせられては、甚だ他に聞へも宜しからず、少しも恐はき事はございませぬぞ」と申し上げると　竹「直孝　掃「ハ、ハア　竹「予は小さいから其方は恐れぬか　掃「ハ、ハツ　竹「父上は恐れても、予には恐れぬものと見へるな　掃「ホ、ホーツ　竹「彼の蛇は毒虫にして、大きく成れば人ちかづく事が出來ない、今小さいからと申して、恐るべき物は恐れても宜しからう　掃「ホ、ホーツ、恐入り奉ります」實にこの一言を聞いて、御付添ひ申したる土井、青山の諸氏は、顔見合せて、蛇は寸にして其氣を吐くの道理、ア、驚き入つた若君と思ふ、其御歸り途、二代將軍樣の御寢室の軒に、雀が巣を構つて居りました、其雀の巣に、親雀が餌を運んで居るのを御覽あそばし　竹「コレ／＼、彼の雀を捕て參れ　長「[illegible]止め遊ばした方が宜しうございます　竹「イヤ捕れ／＼　長「然れば晩ほど捕て差上げませう　竹「ム然らば夜に入つて捕るか　長「御意にございまする」と一時御忘れ遊ばすやうに申し上げると、愈よ夜に入つて　竹「長四郎　長「ハツ　竹「其方は晝の内に、夜に入つて捕ると申した雀を捕て參れ　長「ハ、ハーツ」何うも仕方がない、捕て來なければならぬ、長四郎この時八歳でございます



祝紀元節

京城新報

皇祖神武天皇が英邁の氣宇を以て國礎を確立せられたる雄姿を追憶して紀元節を迎ふる毎に余輩は無上の歡喜に充たさるゝを禁ゆ、之れ抑も何の爲ぞや、我皇統が神武天皇即位以來連綿として他邦に冠絶するの光榮を歡ぶは[?]、紀元節を迎ふ毎に帝國の發展[?]を讃ふは勿論なりと雖も、余輩が最も[?]の念[?]る所以のものは皇祖が國礎を建てられたる大方針の雄大なりしことなり、大和民族の膨脹性は此時に於て養成せられたるなり、皇祖が日本に於ける諸族を制御統一せられたるの英邁雄略は大和民族の[?]民的腦力を鼓舞せしめたるなり、當時に於て皇祖の採られたる政策は徹頭徹尾進取的發動なりしなり大和民族が進取的氣象に富める所以のものは皇祖が卓厲風發民を奬勵せられたるの遺德なり、余輩日本人が紀元節を祝する時に於て[?]念感謝すべきは[?]大なる遺業なり、而して余輩日本人は斯る偉大なる皇祖を有するを以て誇りとするなり、米國人は華盛頓を以て誇りとなし、露國人は彼得大帝を以て誇りとなし、英國人はウイリャム一世を以て誇りとなし、希臘人は亞歴山大帝を以て誇りとなす、斯く想ひ來りて余輩日本人の誇りの何となく偉なるを感ぜずんばあらず、然れども唯偉大なる光榮を有するを以て滿足す可らず能く其國礎を築かれたる大方針を繼承して之を遂行するに努力せざる可らず、抑も其大方針とは何ぞや、曰く開國進取、大和民族の膨脹是なり、今や日本の本土は開發せられたり、年々歲々增殖せる人口を按排して更に膨脹せしむるの策を講ずる是れ實に皇祖の大方針ならん乎大陸經營は將さに此大方針の實行なり、之れ皇祖の命じたる大和民族の使命と云ふも可なり、斯くして極東に於ける文明の宣傳者たるの義務を完ふするは建國以來帝國の宿志なり、余輩日本人たるもの常に之を追憶して皇祖の遺業を勵まざる可らず、而して更に祝すべきは紀元節は[?]に於て好個の紀念たるの意深き事なり、近くは三十六年に帝國[?]の實力を列國に知らしめたる日露戰役の宣戰詔勅も紀元節の前夜に發布せられたり、萬世[?]たる憲法の發布も廿三年の紀元節なりき本年は廿週年の祝祭行はる、斯の如く何れも帝國の發展を意味するものなり、維新以來殊に事物の進歩速かにして列國の瞻仰する所となれるは素より 今上陛下の聖德高きに依るべしと雖も 皇祖遺靈の加護なくんばあらず、余輩は斯く想起する毎に無上の光榮を感ずると共に其責務の大なるを感ぜずんばあらず、然れども亦自ら慰安あり、上に聖德高大なる 今上陛下在しませり、下に忠良の國民あり、必ずや皇祖が建國の方針は着々展進せん、所感を記して紀元節を祝す

桑港電報

●米國艦隊衝突

米國東航艦隊旗艦ジョルヂャ號はジブラルタルにて他の一隻と衝突せり損害不明なり（十日東京經由）

東京電報

●民團法改正案

大内暢三[?]尾[?]他數名より居留民團法中改正法律案を提出せり内容左の如し
民長は居留民會に於て此れを撰擧し監督長官の認可を受くべし

●米麥税の引上

輸入米麥税率引上の法律案下院に提出さる

雜報

●酒煙草税創設

韓國政府は本年度より酒煙草の消費税を創設する事は既報の如くなるが今其の内容を聞くに酒税は造石税とし自家用と販賣用との區別を設けず造石高五石迄を税金一圓とし以上は此れに準じて賦科し烟草税は株數を標準として百株以下は自家用と認めて税金五十錢九百株以上は販賣用と認めて税金二圓を耕作者より徵收する事となるべしと云ふ

●土地調査要旨

韓國政府が興業銀行よりの借款一千萬圓を使用して土地の調査をなすべき事は既に報道し置きたるが今當局者の語る處に依れば今回の調査は耕地のみの調査として而かも其の目的は土地所有權の安固を圖るに在りて地租改正を直接の目的として行ふものに非ずと云ふ而して此れがために一局を設くるや否は未だ決定せずと

●伊藤統監出發

伊藤統監は豫定の通り村田外波兩武官國分秘書官小山技師等を從へ昨日午前九時南大門驛發列車にて下仁歸朝の途に就きたるが南大門驛には曾禰副統監大久保軍司令官宇佐川拓殖會社總裁石塚長官事務取扱以下各參與官軍司令部幕僚民團及會議所議員有志者等韓國側よりは各皇族各大臣其の他内外文武官等多數の見送り人あり尚昌德宮よりは尹侍從院卿德壽宮よりは趙承寧府總管を特に差遣されたり而して日韓文武官の重なるものは何れも仁川迄同車見送りたり

●仁川の統監出迎

伊藤統監は別項記載の如く村田外波の兩武官國分秘書官及び小山技師を隨へ昨日午前九時南大門發特別列車にて下仁同十時十分仁川停車場に下車信夫理事官富田民長金府尹等の出迎を受け稅關第一棧橋より小蒸汽船に乘り十時四十分吾妻艦に搭乘東上の途に就きたり

●最新海底曳網 [?]漁業は遠洋にのみ之を許し近海漁業は頗る有望にして其の發達上之が禁止[?]……る四月より[?]落葉松其他の苗木を植付け大[?]

●東拓分課役員

東洋拓殖株式會社の分課並に其の役員の重なる氏名は左の如し

一秘書室 秘書長嶺八郎、室員大竹一郎、同小室龍之助
一庶務部 部長井上老哉、文書課長松田四郎、課員高橋龜太郎、課員木原正義、經理課 課長未定、理員足立律郎、株式課 課長代理永井惟直
一事業部 部長林市藏、地所課課長未定、課員木村英俊、同安藤茂喬、殖產課課長加賀見辰四郎、土木課 課長未定
一金融部 部長岩佐珪藏、貸付課 課長代理谷野作治、課員上村耕作、債券課 課長未定、出納課 課長笹岡一實
一調查部 部長朝韓相龍、員米山人藏、同石橋三郎、同笠原正治

●宋内相愈々出發

韓太子新年問安のため渡日を命ぜられたる宋内相は豫報の通り昨日午前九時伊藤統監と同行し渡日の途に就きたり

●帝室債務審査會

度支部臨時財產整理局に於ては來る十二日帝室債務に關する審査會を開く筈にて當日は某外國人に關係せる重要の案件を決定する筈なりと

●財源調査局擴張

鹽務に關する事務一切を農商工部水產局より度支部財源調查局に移屬する事となり此れに伴ふ官制の改正は未だ發表せられざるも事務處理の便宜上水產局に執務せし鹽務科の職員一同は調查局に出勤する事となり事務所狹隘なるを以て同局は廳舍擴張の修繕工事中なり

●吉原副總裁着京

吉原拓殖會社副總裁は昨夜着京せし筈なり因みに岩佐理事は二十日頃着京の豫定也

●驛屯土一部授受

驛屯土の授受に就ては昨紙報する處ありしが差當り四分一の拂込み額に相當する七十五萬圓分を授受する筈なりと云ふ

●引渡ご海底電線

滿鐵附屬地外の電信線は來る四月我が委員より清國委員に引渡を爲すべきは既報の通りなるが尙ほ東南の交通を便利にせんため日清兩國の共同經營にて煙臺大連間に海底電信を敷設するの計畫にて費用は約三十萬餘圓を要すべしとのことなり

●郡見取圖の出來

内部は從來各郡に在りたる管内見取圖を修正して提出する事を命じ居りたるが大部分出來提出せりといふ

●地方官吏の任命

地方官々制改正され道及郡の主事を增加する事に決定したるを以て遠からず漸次に任命を發表する運びとなるべし

●平壤市中の餘澤

此次韓帝の巡幸により平壤の受けたる餘澤は非常なるものにて金の運轉十万圓に近しとの事なるが其の金は更に甲より乙丙と次第に運轉を重ねたる事ゆゑ之を積算するときは恐らく幾十万圓の多額に達すべしと而して其際は本人側商店に於て最も賑ひたる

は宿屋、料理屋を初め吳服、太物、洋服店等にして特に韓人向の綿布及雜貨は各地より韓人多數入込みたる爲め意外の賣行あり一店にて數千圓に及びし家もありしといふ

●仁川燐寸界の現況

仁川に於ける燐寸界の現況を聞くに昨年末原料少なき爲め常に品切れを呈したるが本年に入り原料の軸木の相場非常に下落したると支那輸出の減少したるを以て昨今仁川に輸入せらるゝ額は非常に増加し目下仁川に於いては近年中に見ざる滯貨を呈し居れるが其の相場も亦騰つて幾分の下落を呈し居れりと云ふ

●在滿洲本邦商人

滿洲に於ける我が商品のハケ口は商賈の遣り口如何によりて頗る有望なるも概して是等商人の態度が腰掛的にして永住的ならず假ば清人は其店舖の構造に意を用ひ構造は堅固に古く開店したる如く裝ふに努むるも邦人は店舖の構造を粗雜にし全く一時的の觀あり殊に見本品と同一ならざる品物を客に供する如き信用を害するの虞あり此邊大に本邦商人の注意を要すべき點なりとの事

●東拓事務所移轉

東洋拓殖株式會社事務所は昨日明治町二丁目なる元憲兵隊本部廳舍に移轉せり

●釜山冷藏庫新設

釜山漁港の準備として本年度より同港稅關構内に冷藏庫を建築する事となり市村技師建築所囑託として此れが工事着手の準備中なり

●平壤會議所存否

平壤日本人商業會議所機關運用停止論一たび出でしより今や之に對する可否の說頗る喧すしき狀勢となりたるが其の紛々區々の說も詮じ詰むれば三種の意見に歸着するが如し即ち（甲）此際會議所を解散し其の運用を停止し更に時機の熟するを待つて之を復活すべしと云ふもの（乙）内部に多少の改善を加へて之を存續すべしと云ふもの（丙）機關を縮少し之を商業調査會の如きものとなし民團役所の一部に置くべしと云ふもの大要以上の如くにして此内多數意見と見るべきは（乙）說の改善存續論にして（甲）說と（丙）說とは少數意見なりと云ふ猶ほ此の問題は其筋に於ても注視し居る由にて其の解決は結局當局の意見如何に依て定まるべしと

●鑑定價格及取扱（承前）

第六條 貨物の價格は各關協定價格表を參考として鑑定すべし
第七條 申告價格を不相當と認めたるときは鑑定價格を其欄内に記入すべし
第八條 査定及鑑定の結果に依り否認したる申告事項は其文字の中央に朱線を畫くべし
第九條 檢查鑑定並に稅率の擬定を了りたる申告書は當該官吏相當欄内に認印を押捺し庶務係に送附すべし
第十條 損傷貨物に對し減稅の申請ありたるときは損傷貨物數量損傷の割合等の要件を檢定すべし
第十一條 前條の場合に於て損傷品に對し數量の割引を爲したるときは原數量に括弧を付し其下に割引步合及純數量を記入すべし
第十二條 保稅倉庫庫入貨物に對しては以上記載の手續に準じ之を處理すべし
二、小包郵便
第十三條 輸入小包郵便物の檢查は平日休日を問はず郵便局の通知に依り出張檢查すべし
第十四條 前條檢查官吏は郵便局より提出せし小包郵便物輸入報告書に依り局員立會の上開裝檢查し稅額を記入し檢查數終了後其一通は郵便局に交付し一通は歸所後庶務係に送附すべし
第十五條 同一人より發送したる數個の小包郵便物にして荷受主同一なるときは其内一個を檢查すべし若し檢查の結果表記事項と現物と符合せざる場合は更に數個又は全部の檢查を行ふべし
三、見本採集
第十六條 物品の見本を採集せんとするときは貨主の承諾を得之を實行すべし
第十七條 採集を要すべき見本にして特に買上を要すべきものは購入手續をなすべし
第十八條 總て採集したる見本品は其都度一定の符票に檢查鑑定の成蹟稅率其他の要件を記入添付し備付の見本品採集簿に記入の上現品を保管すべし

●東拓重役の社宅

宇佐川東拓總裁が南山町一丁目中村再造氏別莊に邸宅を定められ既に引き移りたることは既報の如くなるが其の他重役の社宅は下の如く決定しソレゾレ引き移りたり
嶺秘書役長 南山町一丁目九九の二
井上理事 南山町一丁目岩佐氏宅
林理事 大和町三丁目通信管理局官舍裏

●内相隨行員出發

宋内部大臣の隨員を命ぜられたる内部秘書官白象圭典醫司掌隷安淳熔の二氏は北村内部警部と共に本朝南大門發列車にて渡日し馬關に於て宋内相に附隨する筈なり

●京城民團の會議

京城民團會議は十二日午後三時より各議員出席左の事項に付會議を開く由
第一民團稅則中改正の件、第二民團賦科及徵收規則中改正の件、第三民團汚物掃除料賦科徵收規則中改正の件、第四民團立漢城病院諸科金徵收規則改正の件、第六民團立漢城病院附屬青坡病院及新町健康診斷所諸科金徵收規則中改正の件、第七民團立漢城病院職員往診手當及舍宅料給與規則中改正の件、第八民團書記定員に關する規則中改正の件

●民團の會計檢査

京城民團會計檢査は十二日午前十時より各委員立會の上なす由

●組合學校の嚆矢

秋風嶺在留邦人は今回組合組織の下に尋常小學校を設置し再昨日開校式を擧行せし由之韓國に於ける邦人の經營に係る組合學校の嚆矢也

●守備隊の移動

步兵第十四聯隊の守備管區に於ける守備隊の移動左の如し
阿化洞守備隊一月三十一日撤去仁庇守備隊二月四日撤去密陽守備隊二月五日撤去大川里守備隊二月五日撤去知禮守備隊なりし第一中隊の一小隊は二月三日第十四聯隊の一分隊と交代し所屬中隊に合す永川守備たりし第十中隊は二月五日第十一中隊の半小隊交代し大邱に至り該地の守備に任す大邱守備たりし第二大隊本部並に第二中隊は二月四日大邱を發して南原に着該地の守備に任す

●清津魚市場計畫

清津には今回魚市場を開設する由にて已に其準備を終りたれば近々中より開市するどのことなれば同地方漁業者の福音と云ふべしと

●大邱商品陳列所設置

商品陳列所を設置する事は既記せしが右は當分のうち觀察[?]舍の一部に充つることとなれり尤も小規模の商品見本の陳列に過ぎずといふ

●慶山米の出廻高

昨年新米出廻以來慶山驛より釜山への輸出米は九千噸に上り本年に入りての分は四五千俵なりと云ふ因に同地の市日は十の日にて市の外驛附近にて自在に買取り得るの便あり運賃は慶釜間一石につき六十八錢なりと

●高等女學校新築

釜山民團にては本年度に於て約四万六千圓の豫算を以て高等女學校々舍を新築すべしと云ふ

●八重山艦釜山着

軍艦八重山は鎭[?]より南韓沿岸巡航中なりしが十日朝釜山に入港せり

●當居留民戸口數

（明治四十二年一月三十一日調）

府縣別	戸數	人口	男	女
山口縣	五二一	二、〇六二	一、〇四〇	一、〇二二
東京府	四〇〇	一、四〇六	六九九	[illegible]
福岡縣	四九四	一、六六二	八四三	[illegible]
長崎縣	四五九	一、六〇三	八一六	[illegible]
大分縣	四〇八	一、五八四	[illegible]	[illegible]
熊本縣	三一四	一、〇九九	[illegible]	[illegible]
大阪府	三一六	一、〇五九	[illegible]	[illegible]
佐賀縣	二七四	八二〇	[illegible]	[illegible]
鹿兒島縣	二六〇	五七四	[illegible]	[illegible]
廣島縣	二五五	一、〇〇九	[illegible]	[illegible]
岡山縣	二一三	七一四	[illegible]	[illegible]
兵庫縣	一八七	七〇六	[illegible]	[illegible]
京都府	一五四	四〇七	[illegible]	[illegible]
愛知縣	一五一	四〇一	[illegible]	[illegible]
愛媛縣	一三一	三〇七	[illegible]	[illegible]
三重縣	一二〇	三〇二	[illegible]	[illegible]
神奈川縣	一〇九	三五五	[illegible]	[illegible]
香川縣	一〇六	三八五	[illegible]	[illegible]
石川縣	九九	三六六	[illegible]	[illegible]
富山縣	九二	三六一	[illegible]	[illegible]
岐阜縣	九〇	二九二	[illegible]	[illegible]
福井縣	八〇	三〇四	[illegible]	[illegible]
滋賀縣	八〇	三二七	[illegible]	[illegible]
福島縣	八〇	三二四	[illegible]	[illegible]
靜岡縣	七七	三六六	[illegible]	[illegible]
島根縣	七六	二〇七	[illegible]	[illegible]
宮城縣	六〇	二〇三	[illegible]	[illegible]
新潟縣	五八	一八八	[illegible]	[illegible]
長野縣	五七	一九〇	[illegible]	[illegible]
千葉縣	五六	二〇六	[illegible]	[illegible]
和歌山縣	五四	一九九	[illegible]	[illegible]
茨城縣	五三	一九九	[illegible]	[illegible]
鳥取縣	五〇	一四七	[illegible]	[illegible]
山形縣	四九	一三四	[illegible]	[illegible]
德島縣	四三	一五三	[illegible]	[illegible]
高知縣	四一	一二七	[illegible]	[illegible]
奈良縣	四一	一二二	[illegible]	[illegible]
秋田縣	三九	一二三	[illegible]	[illegible]
北海道	三六	[illegible]	[illegible]	[illegible]
栃木縣	三五	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉縣	三四	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮崎縣	三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手縣	三三	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬縣	三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨縣	三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森縣	一九	[illegible]	[illegible]	[illegible]
沖繩縣	三	一〇	[illegible]	[illegible]
臺灣島	ー	ー	ー	ー
不明の分	三六	二七七	[illegible]	[illegible]
合計	六、五五四	二〇、七八〇	一三、〇〇四	七、七[?]

●辭令●（十日附）
監督府通譯官 前間恭作

統監府人事科長國分象太郎出張中人事科長代理を命ず 理事廳通譯生 渡邊倉藏

公人私人

▲水間春明（天安憲兵分隊長）一昨日歸任
▲小澤壽（大邱憲兵分隊長）一昨日歸任
▲臨石井權藏（咸興憲兵分隊長）昨日歸任
▲長野晉（開城日本人會總代）九日入京[?]
▲平岡大佐（遂安聯隊長）一昨日入京浦尾旅館
▲朴重陽（慶尙北道觀察使）一昨日入京
▲趙鎭觀（黃海道觀察使）昨日歸任
▲鎌田彬（判事）一昨日入京浦尾旅館
▲林文太郎（平壤礦業所長）一昨日入京天眞樓
▲渡邊濟三（三等主計）一昨日入京
▲竹尾利用（同）同
▲[?]一等[?]（同）同

●近事片々

▲出發間際まで曾彌統監を[?]なかりし宋内相は參も伊公に隨從して渡日せり僞も許かしや
▲宋氏に辭意のあることは久しく聞く處なれど渠は現職のまゝ渡日す理面消息如何
▲一說に依れば宋は屢々辭を申出で後任に朴齊純を推薦するも伊公之を[?]けたり
▲完用氏は之に同意せるも只伊公の決せざる爲現狀動かずと切にもくと申す外なし
▲然るに一進會の連中は内閣に辭職勸告を試みんとし又伊公に其意見書を呈せりと
▲一進會連中も今更驚くに及ぶまじされど例により一進會内閣組織の希望あるなるべし
▲宋氏は魚潭との爭鬪以來人民より[?]の舞ひ込むには少々ヘコタレの姿なきにしも
▲渡日したるも宋等の禍を避くる爲めと若
▲渡日說は傳ふ豊失[?]の[?]のみの渡日には非ざらん
▲渡日後辭職決定すべしとの說ある事
▲可笑し國務大臣が[?]での[?]は甚だ珍也
▲岡次官も用務の帶びて東上するとか
▲斯くては内閣は大臣も次官も留守となる
▲本省を空明けにして大臣次官共に東上するとは何となく妙な感じがするでないか
▲東京には李容九今に居殘りが呻吟し居る之に宋氏岡氏か東上は矢張り妙に感ずる
▲閔宮相の渡日は伊藤統監の留任を懇請するの使命也とは巷說なるが之れ事實にや
▲若し然りとすれば伊公は大に面目玉が揚ると申すもの之れ抑も伊公得意の壇場乎
▲以上の事を綜合して考れば伊公の東上は何だか彼だか些とも判明せぬ也
▲秘密を以て政治の本領とすれば仕方がないが願はくば今少しく公明を望ましき也
▲桂侯が議會の壇上に於ける演說答辯ぶりは一年一年に其手際上進せり天晴天晴れ
▲政黨操縱には尙更に手際上れり元老操縱にも慣熟したり是で日本の大政治家に候
▲小村外相の演說は列國に於ては好評を以て迎へられたり僞も但は樣々な面黒し
▲日本の外交は内に強くして外に弱しと事實也外相演說が列國に喜ばるゝは其證
▲列國に喜ばれつゝある間米國の排日熱は益々盛になり行く斯くも反比例の事珍し
▲宮相の後任は愈々岩倉公の呼聲高くなれり岩倉公ならば先づ適任と申て可ならん

雜報

●南部署の大捕物(一)

▲官印及官文書僞造 ▲三韓人に變裝す ▲悉く捕縛 ▲三人の共謀

最近に三國荒しの大賊と題して豫報したる南部警察署の長谷川、工藤の二刑事が逮捕したる三人の大犯罪者に關しては爾來同署に於て取調中なりしが此程取調終了し公判に附せられたれば左に其項を追ふて掲記せん

▲犯人の素性 被害の中主犯とも云ふ可きは岐阜縣郡不詳士岐村四百八十番地に民籍石田米藏と云へる者にして之れが共謀者は山口縣佐波郡湯野村字湯野小民坑夫手島庄太郎事齋藤龜吉(三九)外一人は山口縣吉敷郡秋穗村當時京城本町九丁目四番戸平民古物商吉松藤兵衛(四十)と云へる何れも稀代の惡漢共なり

▲重罪の逼刑者 右の中石田米吉は去る三十五年五月一日名古屋控訴院に於て約束手形僞造犯にて重禁錮三年監視六月に處刑され後又四十一年五月同罪に依り名古屋地方裁判所にて輕懲役六年

欠席判決

▲自轉車の乘逃 前記米藏と龜吉は何時しか懇意となり共謀して何か一儲けなさんものと米藏が自轉車の心得あるを幸ひ昨年八月十三日頃兩人連立ち鐘路附近に至り某韓人店にて自轉車壹輛を時間にて借り受け其儘乘逃げなし豫て懇意なる前記本町九丁目の古物商なる吉松方に至り

情明かして賣却

件の自轉車を十五圓にて賣却し内五圓を龜吉に與へ殘り十圓は自分が着服したり

▲兩人分離す 昨年八月十五日兩人は龍山通待井精米所の手前某材木商方の門戸に自轉車壹輛立掛けあるを認め龜吉は見張りを爲し米藏は甘々と之を乘逃げ又もや吉松方に至り同じく十五圓に賣却し矢張り龜吉に五圓を與へ自分は十圓を取りたる爲め龜吉は大に憤り茲に

双方一先づ分離

して思ひ〳〵に稼ぐ事となりたり而して吉松は情を知り居りながら万一を慮り自轉車は貳輛共

賣渡證を作成

離して思ひ〳〵に稼

勝手覺へ忍入り

仁川の祝賀會

店員の不都合

情婦の其刑に遁れ妻子

▲怪しき古物商

▲離縁を迫る

花は紅柳は緑

愛憎

仕合せ

天然痘猖獗

洗湯内にて巫山戲

歌舞伎座

小使入用



歌舞伎座日本演劇の新羽衣

天氣豫報

義捐金募集

仁丹の日本魂

仁丹は僅か一粒かむも忽ち精神を快活にし頭腦を明晰にします……之れ智

仁丹は消化の力ら絶大なるが故に食物の營養を助け胃腸の健全を增進します……之れ仁

仁丹は氣附毒けしの力極て強く惡氣邪氣を絶對撲滅して恐るゝ所なからしめます……之れ勇

●源親房卿曰く智仁勇を兼備せる之れ日本魂と

消化と毒けし

完全なる懐中藥

優秀なる口中香劑



醫學博士三輪先生御方劑

陸海軍軍醫總監
木村、芳賀兩博士御證明

醫學博士井上先生御方劑

THE JINTAN

仁丹（ジンタン）

●藥價 三錢（十三粒入）　十錢（五十粒入）　廿錢　五十錢　一圓

發行所 大阪備後町二丁目 森下博藥房

仁丹は全國各藥店にあり

食事（ごはん）の前後仁丹を常用せば胃腸を患はず

飲酒（さけ）の前後に仁丹を服せば悪醉宿醉せず

煙草（たばこ）の前後に嚙ば煙毒をけし美味を増す

故に諸君は

●訪問酒席に臨時

●汽車汽船に乘時

●觀劇寄席に行時

仁丹は自他の爲め少時も懐中を離すべからず

仁丹主効

▲わる酔 ▲二日酔 ▲くひすぎ ▲りういん ▲むかつき ▲吐瀉 ▲船車の暈 ▲疲勞囘復 ▲頭痛目眩 ▲氣ふさぎ ▲胸腹の痛 ▲下痢 ▲消化不良 ▲食慾不進

德用買方

●仁丹の廿七錢包は十錢包の三倍分ある上に優美なる藥入と懸賞券三枚を景に印刷添附す

●仁丹の徳用包は装飾を省き廿貼分入にして藥價は壹圓なり

正さに本日の紀元節を以て

毒滅は滿九年に、仁丹は滿四年に達し而かも無邊の御高庇に依て陽々たる隆運に逢著したる至大の光榮を思ひ中外に向て深く奉感謝候、尚絶對に原料を精選して海岳の御眷愛に酬ひ可奉候

仁丹、毒滅本舖　森下博藥房

伊國震災義捐報告

證（寫）

一金千圓也

但伊國震災義捐金

右正ニ領收候也

明治四十二年一月二十日

日本赤十字社［印］

森下博殿

曩に伊國大震災義捐の爲め特に企畫せる仁丹の販賣に對し深厚なる御同情を賜はり感謝に不堪候

即ち前記領收證寫の如く義捐仕候間此段謹告仕候



主効

ばいどく
そうどく
リウマチス
たいどく
まんびょう
よこね

右の毒症は如何程重きも根治し再發の憂なき毒滅の長所なり●其他骨節の痛●更に起る病症●頭痛●骨痛●せんき●[illegible]●かゆがり●面瘡●等に稀代の偉效あり

故に如上諸症の病ある人は勿論多毒性の人、他藥にて治らざる人は速に毒滅を服用して將來健全の幸福を得られよ

藥價 二十五錢 一週 四十五錢 二週 八十五錢 一圓五十錢 [illegible]

公衆衛生[illegible]

醫學士十七名の處方[illegible]

●平常[illegible]

●[illegible]

代理[illegible]

新井藥房